

令和8年2月13日

令和8年第2回

# 農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会



8 議 事  
議 長

それでは、ただ今より令和8年第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、13名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、6番小林識史委員と8番藤本哲委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

次の案件につきましては、11番委員が行政書士として申請者の代理人となっておりますので11番委員は、一旦議場から退出してください。

(11番委員 退出)

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,762㎡ほか5筆、合計10,284㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の佐崎委員、追加説明をお願いします

第 1 3 番

おはようございます。それでは追加の説明を申し上げます。

この案件の土地は、祖生出張所より南東へ約2.3kmのところにあります。譲渡人は、平成20年に相続によりこの土地を取得いたしましたが、遠方に住んでおり、また農業を行う予定もなく、譲り渡し先を探しておりました。譲受人は、農業に興味を持ち農地を探しておりましたので、両者で売買の契約が成立し、この申請に至りました。この件につきましては、祖生の土地改良区というのがありますけれども、こちらのほうに報告済みということでした。譲受人は新規就農者ですが、この土地の現在の耕作者に指導、助言を受け、水稻の栽培に取り組んでみたいということでした。農作物につきましては、自家消費及び近隣の直売所またJA山口県の方にも出荷を考えているということでした。耕運機、田植え機、草刈り機、軽トラはすでに購入済みで、今後はコンバインの購入を考えているとのことでした。また営農計画書等の必要書類も整っております。

2月4日に支所の担当職員とともに調査項目に沿って調査を行いました。特に支障もなく許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。  
それでは、11番委員は入場してください。

(11番委員 入場)

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳畑及び田、現況畑。面積は、87㎡ほか1筆、合計358㎡  
です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。  
では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします

第6番

はい。追加説明をいたします。この案件は周東総合支所より西へ約5.1kmのところにあります。

譲渡人は相続で申請地を取得されましたが、市外に居住しておられ、管理が困難なため譲渡を希望されていました。譲受人は農業法人に勤務されていますが、以前から自身でも営農に取り組むため、今案件の農地周辺にすでに農地を取得されており、この度、申請地と付随した住宅込み譲受されることとなり、今回の申請に至ったものでございます。なお、譲受人は今後JA山口県に加入され、主に野菜、レモンを栽培し、JAに出荷する予定です。耕運機ほか必要な農機具は所有されています。また、ご両親ほかご家族6人で営農されるとのことでした。

1月29日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障ないものと考え許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。  
地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、577㎡ほか2筆、合計1,832㎡  
です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。  
では、担当の松村委員、追加説明をお願いします。

第9番

はい。追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より南へ7.2kmのところにある農地です。

譲受人は水稻栽培等を手掛ける農事者であり、経営規模の拡大を考えて農地を探していたところ、譲渡人から居住地が遠く、管理が困難な農地を紹介され、作業条件等もよかったため、譲り受けることにしました。譲受人は水稻を行うための農業機械等もすべて持っており、収穫した農産物等はJA等に出荷される予定とされています。

1月16日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。必要書類等も整っており3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、381㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしてあり、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願ひします。

第 1 2 番

はい。それでは追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所から北へ1.26kmの場所にある農地です。

譲渡人は、遠隔地に居住しているため、農地を維持することが困難になったため、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人が買い取ってくれることになったため、譲り渡すこととしたものです。譲受人は、経営規模の拡大をしたいと考えていたところ、譲渡人から農地を手放したいと申し出があったため、譲り受けることにしたものです。譲受人は自己所有地の周辺農地及び休耕地を新たに取得し、一体的に耕作することで効率的な営農を行いたいと考えてあり、大根やナスの野菜を栽培し、収穫した農作物は自家消費やJAや近隣の直売所で販売する予定です。

1月29日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、332㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の二武委員、追加説明をお願いします

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、美和総合支所から東に約4kmの農地です。

譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が困難なため申請地と合わせて隣接する空き家となった自宅を手放そうと考えており、依頼した不動産業者を介して譲受人を紹介され、譲り渡すことになったものです。譲受人は、農業に興味があり、小さな家庭菜園をしておりましたが、本格的に畑作農業をしたいと考えていたところ、不動産業者を介して申請地を知り、住宅とともに譲り受けることにしたものです。耕作機については譲り受ける予定があるということです。また、面積は100坪程度ですので、野菜は自家消費としてされるそうです。

現地調査は、2月4日に支所担当職員とともに調査項目に従い現地調査を行いました。問題はなく3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

続いて、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は、969㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします

第 2 番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は、北河内出張所から西へ約450mの場所にある農地です。

譲渡人は高齢のため耕作が困難となり思案していたところ、譲受人との売買が成立したものです。譲受人はその農地の隣地で再生材製造プラントを設置し、重機5台を使用し、再生砕石を製造、保管しています。現在、原材料の搬入の増加に伴い、原材料並びに再生砕石の仮置き場が狭くなったためその隣地を購入することにしたものです。周辺農地との交渉はすで

に済んでいるとのことです。

1月25日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書も確認しましたが、必要書類等も整っており、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、賃貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,198㎡のうち100㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅建設のための進入路です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

申請地は通津出張所より北西へ約850mにあります農地です。

借受人は藤生長野バイパス事業による用地収用により住宅の移転が必要となったため、同じ敷地内で家の建て替えをすることになりました。家屋を新築することには、進入路が狭いため貸付人の農地の一部を賃貸借により借り受け、進入路とするものであります。

令和8年6月末日までの一時的な転用の利用となりますので原状回復誓約書の添付もあります。

2月4日に事務局職委員と現地調査を行い、調査項目に従い調査をいたしました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書も確認をいたしました。周辺農地への影響もなく5条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、547 m<sup>2</sup>です。  
申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅です。  
農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。  
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。  
では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南東へ約 620mに位置する第3種農地です。  
譲受人は現在実家に住んでいますが、今後の家族構成を考えたときに狭いため、新居の建築を希望していたところ、祖母よりこの申請地を譲ってもらえることとなりました。譲渡人は孫夫婦のために新居を立てさせたいと思い、申請地を譲り渡すこととなりました。

2月5日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました  
が5条許可が適当だと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたしま  
す。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の  
常設審議委員会に、資料提供することとします。

続いて、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見につ  
いて」を上程します。

1・2・3番、及び6・7・8番の6件は総会において既に報告されて  
いる案件ですので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1・2・3番、及び6・7・8番について、事  
務局より、一括して議案説明してください。

事 務 局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。

面積は、1,308 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。

本件は、令和8年1月総会において、現況証明で報告いたしております。

2 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。

面積は、3筆合計4,214 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。

申請目的は、非農地証明。農地区分は、第1種農地です。

本件は、令和7年12月総会において、現況証明で報告いたしております。

3 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。  
面積は、407 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。  
申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。  
本件は、令和8年1月総会において、現況証明で報告いたしております。

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。  
面積は、391 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。  
申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。  
本件は、令和7年11月総会において、現況証明で報告いたしております。

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田。  
面積は、226 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。  
申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。  
本件は、令和8年1月総会において、現況証明で報告いたしております。

8番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑。  
面積は、649 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。  
申請目的は、非農地証明。農地区分は、第2種農地です。  
本件は、令和7年11月総会において、現況証明で報告いたしております。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。  
(異議なし)  
異議がありませんので、1・2・3番、及び6・7・8番を適格と認め、  
市長に回答します。  
続きまして、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況雑種地及び宅地。  
面積は、109 m<sup>2</sup>ほか1筆、合計168 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
申請目的は、農業用の資材置場、及び自己用住宅の庭としての敷地拡張  
です。  
農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第1種農地です。  
では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第6番

はい、追加説明をいたします。  
この案件は、周東総合支所より西へ約4.4kmのところにあります。申請地を変更する理由は、          は農業用資材置場として、          は庭と

して、宅地に隣接しているためです。このことにつきましては、始末書が提出されております。また農地の集団化や担い手等の農用地の利用集積に支障をきたす場所ではありません。

1月29日に支所職員と調査項目に従って調査いたしました。農振除外についてが適当と考えます。なお、申請地は地域計画変更の対象地となっております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を適格と認め、市長に回答します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、990㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、自動車整備工場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

追加説明をいたします。

申請地は祖生出張所より西へ約900mに位置する農地です。

申請人はこの農地の隣接地で事業をしていますが、事業拡大に伴い手狭になり、新たな土地が必要となり事業所に隣接し利便性がよい当該地を転用するものです。現在の所有者は高齢であり、今後維持管理が難しく、農地以外の利用で有効活用できると考えます。西へ隣接する所有者の農地への進入も申請地を通り可能です。ほかの農用地の利用集積にも支障がないよう排水計画等も立てられています。

1月28日に事務局と調査項目に従い調査を行いました。提出書類も確認し、農業振興地域整備計画の除外は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を適格と認め、市長に回答します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況雑種地。

面積は、166㎡です。申請人は記載のとおり。

申請目的は、自己用住宅への進入路、及び駐車場です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から東に約 6km の土地で農振除外後の農地区分は第 2 種農地です。申請地を変更する理由は所有する農地を自家用車用の露店駐車場として利用していましたが、道路と駐車場の間にある他人の土地を駐車場への進入路として使用していたところ、相手から無断で使用していると指摘を受け、謝罪をされて、その後円満解決はしております。無断転用については、始末書も提出され、反省もされておりますので、転用に向け、今回の除外申請に至ったものです。なお、申請地は農地の集約化や農作業などへの農地利用に支障をきたす場所ではないことも付け加えます。

現地調査は 2 月 4 日に支所担当職員と調査項目に従い調査を行いました。農振除外に関しては適当と思われ、申請地は地域計画区域内であり、除外に向けて進んでおります。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9 番を適格と認め、市長に回答します。

続いて、「議案第 6 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見について」を上程します。

1 番、2 番の案件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番、2 番について、事務局より一括して議案説明してください。

事 務 局

失礼します。まず資料ですが、お手元にホッチキス止めで地域計画からの除外というところで、地域として由宇の 1 から 9 の、6 番は無しですが、8 地域の一覧表、それと神東の 1, 2 という神東地区の 2 か所の合計の筆を計画から落とすという議案でございます。農政部局から事情を聴いてですね、私の方から説明させていただきますと、本来ならば地域計画策定時期に山林原野化した農用地は含めるべきではなかったというところで利用用途もないというところで、この度対象区域に含んでいるものを地域計画から落とすというものであります。今写真に添付されておりますのが一部なんです、白く位置づけられているのが、地域計画が張られているもの、イコール農用地区域ということだったのですが、これをですね、右側変更後のですね。これはちょっと部分的に少ない下の真ん中の方の箇所なんです、あの部分と上の右下のでっばっているところを落とすというような内容になっております。一覧につきましては、筆をですね全部記載しております、面積的には神東地区では 99.6ha、由宇地区におきましては 84.3ha の地域計画からの除外という内容になります。

以上になります。よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番を適格と認め、市長に回答します。

3から6番、及び8番の案件は、過去の総会議案と先程の議案第5号に関連する案件となります。これらの全てを一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、3から6番、及び8番ついて、事務局より、一括して議案説明してください。

事 務 局

本件3番から6番、及び8番につきましては、過去の総会、及び先程の議案第5号において農振整備計画から除外することに伴い、地域計画の対象からも当該地を外す変更案件となります。

除外の内容につきましては、各項目において委員が説明したとおりとなります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3から6番、及び8番を適格と認め、市長に回答します。

続きまして、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

はい。7番でございます。議題としては本郷町の本谷地区になります。これは先ほどと逆でですね、地域計画に編入という作業になります。元々、地域計画策定前に農振農用地ということがいろいろ張られているところもありますが、そういった事業を受ける農政部局の事業を受ける中で中山間直接支払い制度という事業がございます。で、こういう事業も地域計画に載っていないと制度が受けられないということもありまして、この度編入することとなりました。その直支を受けるためには集落協定を設立しているということなのですが、当初は加入していなかったこの2筆については、当初は加入していなかったこととなります。地域計画も策定され、面的な集約を進める中でも一体的な農地保全ができると考え、集落協定に加入し、地域計画にこの度編入することとなっております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を適格と認め、市長に回答します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局よ

り、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況休耕。面積は、401 m<sup>2</sup>です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか8件、合計9件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。

面積は、233 m<sup>2</sup>のうち24.79 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、農業用倉庫です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は、741 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計2,587 m<sup>2</sup>です。届出人は記載のとおり。

理由は、合意解約です。

ほか1件、合計2件の通知がありました。

議長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

報告年月日は、令和8年1月15日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、9月1日から8月31日。法人形態は株式会社です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議長

報告第5号 農地埋立届の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。  
面積は、692 m<sup>2</sup>のうち 93 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。  
転用目的は、畑地造成です。  
以上1件の提出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。  
以上で、農地法関係の報告事項を終わります。  
そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

(事務局)

- ・非農地証明にかかる現地確認研修について
- ・農地等の利用最適化の推進に関する指針について
- ・来年度の総会予定について

議 長

引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。  
全国農業新聞勉強会

議 長

以上を持ちまして、勉強会を終了します。  
次回定例総会は、3月16日(月)午前10時から、岩国市民文化会館  
第一研修室を予定しています。  
また、農業新聞勉強会には、3月13日版の農業新聞を持参いただき、  
意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願ひします。  
これで総会は、終了します。

次回総会について

令和8年3月16日月曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前11時15分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長

梅川仁樹

署名委員

藤本哲

署名委員

小林誠史